

条約法 3 ～無効と終了～

I. 条約の無効

- 無効とは？
 - 合意の意思の瑕疵
 - 絶対的無効と相対的無効

- 条約法条約
 - ◇ 無効原因：「網羅主義」
 - 国内法違反の条約
 - ◇ 内容の矛盾
 - ◇ 手続的違反
 - 錯誤、詐欺、買収
 - 強制
 - 強行規範

- 強制による条約
 - 伝統的考え方
 - ◇ 国家代表個人に対する強制：無効
 - ◇ 国家そのものに対する強制：有効
 - 後者が有効な理由
 - 国家の戦争の権利
 - 平和条約の有効性確保

 - 戦争違法化の効果
 - ◇ 条約法条約 52 条
「国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する武力による威嚇又は武力の行使の結果締結された条約は、無効である。」
 - ◇ “force”の意味
 - 国連憲章に規定する「国際法の諸原則」に違反する・・・
 - 国連憲章に違反する・・・

- 「日韓保護条約」の効力
 - ◇ 「保護条約」無効の意味
 - ◇ 何に対する「強制」か？

- ◇ 日韓基本条約(1965) 2 条
 - 「1910 年 8 月 22 日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。」

II. 条約の終了

- 終了原因
 - 合意による終了：終了規定、脱退の権利の保障
 - 一方的終了→終了原因の列挙

- 条約の重大な違反
 - 条約違反による終了→重大な違反に限定
 - 条約法条約 60 条 3 項 (重大な違反とは・・・)
 - ◇ 条約の否定であってこの条約により認められないもの
 - ◇ 条約の趣旨及び目的の実現に不可欠な規定についての違反

 - 例外(60 条 5 項)：人道的性格の条約
 - ◇ 理由
 - ◇ 例

- 事情変更の原則
 - 事情変更原則の問題点と必要性

 - 条約法条約 62 条 1 項
 - ◇ 条約に拘束されることへの同意の不可欠の基礎を成す事情
 - ◇ 履行すべき義務の範囲を根本的に変更する効果を有する変化

 - 例外 (62 条 2 項)
 - ◇ 条約が境界を確定している場合
 - ◇ 自らの違反によって引き起こされた「変化」の場合